

## 平成27年度 八幡平市社会福祉協議会事業計画

### 1. 基本目標

八幡平市社会福祉協議会が誕生してから10年目を迎えます。

この間、「誰もがこの地域で安心して暮らすことのできる幸せの郷づくり」をめざして、地域福祉活動の推進に努めてまいりました。

今日の我が国においては、急速な少子高齢化や核家族化が進む中で、社会的孤立や生活困窮、介護・子育てに対する不安など、多様かつ複合的な要因によるさまざまな生活課題が顕在化し、福祉を取り巻く環境は一層厳しいものになっております。

本年4月から、生活困窮者自立支援制度や子ども・子育て支援制度が施行されるなど、国の社会福祉制度も大きく変革する年となります。

このような状況に対応するため、社会福祉関係者、地域住民・ボランティアだけでなく、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、連携・協働する体制が必要となります。

このため、本年は「第2次八幡平市地域福祉活動計画」の計画内容を広く地域住民に周知しながら、積極的な事業の展開を図っていくとともに、地域の福祉課題の解決に向け、行政、地域住民、福祉関係機関、団体等と連携し、「支え合いの福祉のまちづくり」を推進してまいります。

重点項目は、次のとおりです。

- (1) 第2次八幡平市地域福祉活動計画内容を地域住民の周知と事業の推進に努めます。
- (2) 地域福祉活動推進のための財源の確保に努めます。
- (3) 情報発信に努めます。
  - ・ホームページの内容充実と情報更新の活発化
  - ・福祉だよりの内容充実及び事業状況の掲載
- (4) 在宅福祉を推進し、思いやりと優しさで共に支え合うまちづくりに努めます。
  - ・地区の福祉活動において根幹となる高齢者、障がい者等を対象とした見守りネットワークの推進活動を継続するとともに、民生児童委員、ボランティア、福祉団体、関係機関と連携を図り、安否確認など取り組みの意識啓発を図ります。
- (5) ボランティア活動を推進し、健康で生きがいのあるまちづくりに努めます。
  - ・ボランティア活動センターの充実強化を図るため、ボランティア活動者の拡大と育成に努めます。
  - ・ボランティア協力校及びボランティア団体を育成支援します。
  - ・いきいきサロン事業の推進強化を図るため、集落を単位とした仲間づくりを推進し、生きがいを高め、地域で安心して暮らせる環境づくりに向け支援します。
- (6) 相談活動と生活支援を実施し、心豊かに安心して生活できるまちづくりに努めます。
  - ・八幡平地域の日常生活自立支援事業を担う基幹社協事業を進めます。
  - ・生活福祉資金貸付相談員を設置し、適正な制度運営に努めます。

- ・生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員を設置し、適正な支援に努めます。
  - ・各種サービス機能の充実を図るため、行政機関との協議体制の整備に努めます。
- (7) 関係機関、関係団体と連携し、福祉活動の推進に努めます。

## 2. 事業推進

### (1) 地域福祉活動の推進

市民が組織的な活動ができるように、地区社会福祉推進協議会、福祉団体等の連携を図り、地域福祉活動に取り組むとともに、広く地域住民の福祉活動への理解と関心を高めるための事業を実施します。

- ①広報「福祉だより」の発行、ホームページ更新
- ②社会福祉大会
- ③福祉懇談会
- ④福祉まつり
- ⑤福祉運動会
- ⑥ダイヤモンド婚を祝う会
- ⑦福祉センター運営事業
- ⑧福祉バス運行事業

### (2) 在宅福祉サービスの推進

社会参加活動の充実、世代間交流の推進を図り、生活に密着したサービス支援活動の充実を図ります。

- ①ひとり暮らし高齢者買い物ツアー
- ②高齢者げんきはつらつ講座
- ③高齢者交流事業（健康講座、料理教室、趣味活動）
  - ア いきいきサロン事業の推進
  - イ 高齢者の集い（ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯）
  - ウ ニューススポーツ交流会
- ④高齢者見守り事業
  - ア ひとり暮らし高齢者の見守りネットワークの普及推進と関係機関との連携
  - イ いわておげんきみまもりシステムの普及推進
- ⑤福祉サービス支援活動
  - ア 高齢者食事サービス事業（ボランティア、学校と連携）
  - イ 訪問理美容サービス事業
  - ウ 外出支援サービス事業（特殊寝台セット等）
  - エ 福祉機器貸し出し事業（チャイルドシート、車椅子、歩行器、福祉車両  
特殊寝台、エアーマット、疑似体験機器等）

### (3) ボランティア活動の推進

市民誰もがボランティア活動に参加できるよう体制の整備を図るとともに、地域で支えあう連帯意識の向上を図ります。

- ①ボランティア活動センター事業
  - ア ボランティア活動センター機能強化
  - イ ボランティア活動の相談、登録、あっせん
  - ウ ボランティア団体の育成、連絡調整
  - エ 雪かきボランティアスノーバスターズ活動の推進

②ボランティアの集い

③ボランティア協力校事業

児童・生徒を対象とした福祉教育の推進を図るため、市内小中高等学校を協力校に指定し、あわせて教育関係機関と連携を図り、児童・生徒のボランティア活動を継続します。

ア 福祉協力校の指定（小学校10校、中学校4校、高等学校1校）

イ 福祉・健康標語発行

ウ 出前講座（疑似体験等）

エ 地域で育む福祉教育推進事業

(4) 相談・援護活動の推進

民生児童委員と連携を図りながら生活福祉資金やたすけあい資金等の有効活用を図り、世帯の更生援助を行います。

要援護世帯等への援護活動は「心のふれあい」を基本とし、歳末たすけあい運動を共同募金委員会と連携を図り推進します。

①心配ごと相談所及び電話相談、専門相談事業

②日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人に対する日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、葛巻町・岩手町を包括した基幹社協として事業を行います。

③生活福祉資金貸付事業

制度の普及や相談も含め緊急性など多様化しており、専門相談員を設置し、利用者の利便を図ります。

④たすけあい資金貸付事業

不良債権の処理も含め、適正な制度運営に努めます。

⑤生活困窮者自立相談支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、適切な支援を行います。

⑥ 歳末たすけあい義援金配分事業

(5) 会務の運営

社会福祉法人として、健全な経営のために会務の運営に取り組みます。

①会長・副会長会議の開催

②理事会・評議員会の開催

③監査会の開催

④委員会の開催

⑤会員の加入促進（一般会員、特別会員の確保）

⑥運営に関する専門的検討委員会等の開催

⑦役職員研修の実施

(6) 関係機関・団体との連携

行政や福祉関係機関、団体等との連携を強化し、福祉活動の推進に努めます。

①地区社会福祉推進協議会育成支援

②各種団体育成支援

ア 八幡平市民生児童委員協議会

イ 八幡平市老人クラブ連合会

ウ 八幡平市母子寡婦福祉協会

エ 八幡平市身体障害者福祉協会

- オ 八幡平市手をつなぐ育成会
- ③八幡平市共同募金委員会への募金運動協力
- (7) 指定管理事業
- ①安代福祉センター管理・運営事業
- ②学童保育クラブ・運営事業
- 寄木学童保育クラブ、柏台学童保育クラブを管理運営し、放課後における児童に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、児童の健全育成を図ります。
- (8) 障がい者支援事業
- 「障がいのある人もない人も共に生きる岩手県づくり条例」（岩手県条例）による障がい者福祉について理解と関心を高め、関係機関との連携を強化し、障がい者福祉活動を推進します。
- ア 相談受けの機関との連携
- (9) 指定障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 ポパイの家）運営
- 障がい者が意欲をもって働く環境をさらに整備し、安心安全、憩いの場づくりに努めます。
- ①基本目標
- 障がい者本人が能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように必要なサービスに係る支援を行い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に努める。
- ②重点目標
- 障がいのあるすべての人が、意欲をもった働き方や付加価値の高い作業を通して、施設外就労の体験など就労機会、収入増につながる事業運営を図る。
- ③事業推進
- ア 利用定員 30名
- イ 主な業務
- 利用者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むための業務を行う。
- (ア) 自主製品作成販売 ・受託事業 ・鶏卵採取作業
- (イ) 野菜・雑穀（精製を含む）・果樹栽培 ・資源回収
- ウ 福利厚生事業
- ・音楽・運動療法・調理実習・施設研修・福祉団体等行事参加・音楽祭・ふれあいスポーツ交流会

以上